

国会議事録を本気で読んでみた。

その1

2014年5月29日 参議院外交防衛委員会

■はじめに

2014年5月15日安保法制懇からの報告書を受け、安倍首相が記者会見を開きました。そして、与党での憲法解釈変更の検討が始まりました。

5月15日以降の国会で、どのような議論がおこなわれたのか？

国会議事録を読んでみたのですが、「これが議論なのか？」と目を疑いたくなる内容。。まず何より、ざっと読んだだけだと、この人たちが何を議論しているのか分からない。そこで、どんな議論がおこなわれているのか？

「論点を整理しながら、重要と思われる発言はそのまま引用してまとめる」ということにチャレンジしてみました。

少しやってみて気付いたのは
。。。とても大変 ということ。

そこで

- ・安倍首相と野党議員との議論のみ
- ・集団的自衛権の議論のみ

に絞ってトライし始めました。

■凡例

議論を私が勝手にグループ分けしてこのようなタイトルをつけてます

青地は質問者の発言等

黄色の文字は発言を私が要約・箇条書きしたものです。

「かぎかっこに挟まれた白抜き字部分は発言をそのまま引用しています」

オレンジ地は安倍首相の発言等

黒色の文字は発言を私が要約・箇条書きしたものです。

「かぎかっこに挟まれた白抜き字部分は発言をそのまま引用しています」

▶ 結局どういうこと？

各グループ分けした議論の最後で、結局この議論はなんだったのか？を私が独断でまとめています。

さらに私の感想なども混じってます。

■ 注意事項

- ・ 白抜き文字で引用した部分以外は私が要約したものです。

実際の発言は議事録をご覧ください。

国立国会図書館 国会会議録検索システム <http://kokkai.ndl.go.jp>

■ 作成者について

こんなHPを運用中

茶色の朝を迎えないために <http://brownmorning.s3-website-ap-northeast-1.amazonaws.com/index.html>

blog版 <http://brownmorning.blog.fc2.com>

質問者

佐藤正久氏（自民党）

福山哲郎氏（民主党）

- ・ 安保法制懇の非公式会合議事録
- ・ 集団的自衛権の行使は海外での武力行使なのではないか？

石川博崇氏（公明党）

小野次郎氏（維新の会）

- ・ 憲法解釈は誰がする？
- ・ 個別的自衛権で対応できる範囲

中西健治氏（みんなの党）

- ・ 日米ガイドラインとの関係
- ・ 集団的自衛権を行使できないことによる不利益
- ・ 集団的自衛権の行使

井上哲士氏（共産党）

- ・ アメリカからの要請を断れるのか？

福島みずほ氏（社民党）

浜田和幸氏（新党改革）

主濱了氏（生活の党）

安保法制懇の非公式会合議事録

民主党 福山哲朗氏

安保法制懇談会 正式会合7回
非公式会合8回

「この非公式会合の資料及び議事概要を本会合と同じように公開をしていただきたい。これは、どういう議論がなされてこの報告書が出てきたのかという非常に重要な問題です。」

安倍総理

「話を詰めている、最終的な詰めめの議論を行っているということは承知をしておりましたが、それが非公式会合ということは私も承知はしていないわけでございます。そこで、この安保法制懇において大切なことは結論を出すことでありまして、結論を報告書として出され、それは皆様に公開をしているところでございます。」

民主党 福山哲朗氏

非公式会合の出席者

2月14日：内閣総理大臣補佐官、国家安全保障局次長

2月18日：内閣総理大臣補佐官、谷内国家安全保障局長

3月17日：谷内国家安全保障局長、国家安全保障局次長

「これは委員同士が集まって議論をしているというレベルのものではありません。だからこそ、私はこのことの議事録を、議事概要で結構です、議事録ではなくて結構ですから、公式会合と同様に出していただいて議論に供していただきたいと思いますので、これは委員会でも提出を求めますので、委員長、お取り計らい、よろしくお願いします。」

▶ 結局どうということ？

この資料を作成中の2014年6月29日（ちょうど委員会の1ヶ月後）時点で議事録の提出はおこなわれていません。
福山氏の願いは無視されたということでしょう。。。

集団的自衛権の行使は海外での武力行使なのではないか？

民主党 福山哲朗氏

これまでは自衛権の三要件に該当したときのみ個別的自衛権を行使する、という考え方から

- ①わが国に対する急迫不正の侵害があること
- ②この場合にこれを排除するために他に適当な手段がないこと
- ③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

→集団的自衛権は行使できない

→海外での武力行使は許されない

「日本は、集団的自衛権はあるけれども金庫の中に入れて、これは使ってはいけませんとずっと入れていました。金庫の中に入れていたんです。で、日本が本当に危ないときにだけ自衛権を行使するのは個別的自衛権だという条件を付けてきました。そして、この金庫の中にある集団的自衛権というのは決して、集団的自衛権、十あるうちの一使いますよとか、二使いますよという数量的な概念ではなくて、金庫の中であって、これは使ってはいけないんだという概念でした。」

ところが、

安倍総理会見

我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるとき、限定的に集団的自衛権を行使することは許される

「我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性」、これ非常に抽象的で分かりにくいです。そのときに、「行使できる集団的自衛権」、これ限定的だと総理は言われますが、行使できる集団的自衛権と行使できない集団的自衛権を二つに分けるという議論がまた始まり出しました。そしてさらには、海外で武力行使が可能になります。」

「解釈を変更すると、これほど大きな違いが出てきます。これほど大きな違いを一内閣の閣議決定で変えていいのかということに対して私は非常に抵抗があります。」

安倍総理

我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるとき、限定的に集団的自衛権を行使することは許される

という報告書が出されただけで、私が言ったことはない。

この報告書を基に与党で検討中。三要件も検討していくことになる。

安倍総理 (つづき)

安保法制懇の2つの結論

< 芦田修正を根拠とするもの >

- ・ 侵略戦争以外には集団的自衛権を行使できる
- ・ 集団安全保障は国際法上合法であるからフルにできる

「これは憲法解釈と論理的に整合せず、これは取らない」

「同時に、今申し上げました集団安全保障の中における、全てできる、例えばイラク戦争あるいは湾岸戦争のようなタイプに武力行使を目的として戦闘に参加することはできないということは申し上げたわけでございます」

< 憲法前文と十三条を基本とするもの（昭和47年の政府統一見解に基づく） >

- ・ 必要最小限度の自衛権は行使できる

→ 個別的自衛権に制限があるのだから集団的自衛権にも制限がある

「（こちらを）研究の対象にする」

「制限されているものと制限されていないものを分けることはできないかのごとくの今議論がございましたが、それはそうではない」

「武力の行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣するいわゆる海外派遣は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないと、こうなっております、これは、個別的自衛権においてもこのような制約があることを踏まえれば、今後、さきに述べた考え方について研究を進め、仮に集団的自衛権の行使が認められるとしても同様の制約が掛かることは当然のことと考えているわけであります。」

民主党 福山哲朗氏

「総理、集団的自衛権を限定的に制限的に認められているって、一体何を根拠におっしゃったんですか。」

安倍総理

「今おっしゃったのは、我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるときは限定的に集団的自衛権を行使することは許されるとおっしゃった。これはまさに安保法制懇の見解を紹介されたんだろうと。安保法制懇の見解については、今まさにこれは与党において協議をしているところでございまして、先ほども安保法制懇の考え方を私の考え方として御紹介されましたが、それは違うわけでありまして、つまり、それをまさに混同しないようにしていただきたいということは申し上げておきたいと思っております。」

民主党 福山哲朗氏

武力行使→『手段』であって、これを『目的』に海外へ行くことはあり得ない

例示されている 機雷掃海

↑ 戦闘行為の最中に掃海に行くのは国際法上「武力行使」

「集団的自衛権を行使するという事は、武力行使で戦争に参加するという事は間違いないということを国民の前で言ってください」

安倍総理

「会見において答えたのは、言わば武力行使を目的として戦闘に参加することはないということをお答えをしたわけでございます。」

機雷掃海

↑「武力行使」なので現在はできない

「しかし、そこにおいて、そこを通るタンカーあるいは商船の多くが日本にやってくるという中において、国際社会において協力してそうしたものを除去しようというときにそれをやらなくてもいいのかという問題意識の中において、与党において検討をしていただいていると、こういうことでございます。」

民主党 福山哲朗氏

「集団的自衛権を行使するという事は、海外において機雷の掃海も強制的な臨検も含めて武力行使をするということですね。それで間違いないですね。」

安倍総理

「まさにそうした問題意識なんですよ、今申し上げました、それができなくていいのかという問題意識。そして、臨検においても、米国が例えば隣国において攻撃を受けた際、そういう状況の中でこの臨検活動、決定的な、国に武器等がこれは持ち込まれるという可能性がある中においてそれができなくていいのかどうかという問題意識。今できないことについて、でなければ問題意識を持って検討していく必要がないわけでありまして。

今できないと言われたものについて、我が国の安全、国民の命と平和な暮らしを守るために何をやるべきかということについて、これをまさに与党において協議をしてもらっているということでございます。これが質問に対する答えでございます。」

民主党 福山哲朗氏

「私は、検討していることは存じ上げています。集団的自衛権の行使というのは、海外において武力行使をすることですねという事実関係だけを聞いているんです。」

9.11 後のアフガニスタンでの軍事作戦展開

→アメリカは『自衛権の行使』

→NATOは『集団的自衛権の行使』

日米同盟という意味で「我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性」があるのでは？

「例えば今言われたような集団的自衛権を、じゃ百歩譲って安保法制懇で言われたように行使するとしたら、逆に、日本はその状況でアフガニスタンに出ていく可能性があるということですか」

安倍総理

『個別的自衛権』の「必要最小限度」という制約で海外派兵はできない

→自衛のための必要最小限度を超えるというのが憲法解釈

「当然個別的自衛権に掛かっているものについては集団的自衛権にも掛かっているという考え方は既にお示しをしておりでございます。」

「個別的自衛権に掛かっている制限的な考え方は集団的自衛権に掛かっているというのは、お示ししているとおりですというの、総理が示したんですね。それは総理の見解ですね。先ほどから何回もその質問をしたら安保法制懇の考えで検討していると言っているんですけど、制限というのは総理のお考えですね。」

安倍総理

「私は、安保法制懇の報告書と私の考えを明確に分けていますが、混同しているのはむしろ委員の方だろうと思いますよ。そこで、今の答弁はまさに私がということでありまして、政府として申し上げているわけでありまして、先ほどの答弁は、まさにこれ、安保法制懇のやつと私は明確にこれは別に申し上げておりますよ。先ほど、だって福山委員は混同して質問されたじゃないですか。」

▶結局どうということ？

集団的自衛権行使は海外での武力行使と同じでは？という話が報告書と首相の考え方の混同の話にはぐらかされてしまいました。

「我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるとき、限定的に集団的自衛権を行使することは許される」という報告書が出た。これは安倍首相の考えではない。一方

「個別的自衛権の三要件は集団的自衛権にもかかる」というのは安倍首相（政府）の考えこれを混同するな、と言っているようです。

「我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるとき、限定的に集団的自衛権を行使することは許される」という報告書の内容を認めるという『前提』があれば、「個別的自衛権の三要件は集団的自衛権にもかかる」というのも話がつながります。

つまり首相の言葉の頭には「集団的自衛権行使が許されるならば」という言葉が隠されているというふうに考えると、一応理解できます。

そしてもう一つ大事なことは「個別的自衛権の三要件は集団的自衛権にもかかる」というときの三要件も検討対象であると明言している点です。

憲法解釈は誰がする？

維新の会 小野次郎氏

「憲法の解釈、運用における行政府の役割について、行政府の長である総理の認識をお伺いしたいと思います。」

安倍総理

「憲法の解釈を最終的に確定する権能を有する国家機関は、憲法第八十一条により、いわゆる違憲立法審査権を与えられている最高裁判所であります。その上で申し上げますなら、行政府が日々その権限の行使を行うに当たっては、その前提として、憲法を正當に解釈していくことは当然必要なことでもあります。

このように、行政府として、憲法解釈は、最終的には憲法第六十五条に基づく行政権の帰属主体である内閣がその責任において行うものであります。」

個別的自衛権で対応できる範囲

維新の会 小野次郎氏

公海上における米艦防護

→ 「防衛出動」時には対応可能

「具体的状況に従って防衛出動と同じように個別的自衛権による対応を取ることが可能になるのではないのでしょうか。」

安倍総理

「法制局の見解としてはできないというのが答え」

「これでいいのかという問題意識を持ちながら、どういう当てはめが可能かということも含めて、与党において協議をしている」

維新の会 小野次郎氏

他国に対する攻撃

「我が国の独立と平和にとって重大な侵害にも当たる場合には（中略）武力攻撃の着手の問題、あるいは武力による威嚇だと捉えて我が国の個別的自衛権で対応することが可能な場合があるのではないのでしょうか。」

安倍総理

「今御指摘の他国に対する武力攻撃は、いわゆる自衛権発動の三要件である我が国に対する急迫不正の侵害があることという要件を満たさないことから、これは個別的自衛権を発動することはできないと、これが今までの政府の立場であります。」

「現在、具体的な事例に即して与党協議が行われておりまして、その検討結果を待ちたい」

維新の会 小野次郎氏

武力行使との一体化論

「我が国防衛上、あるいはもっと広く国際平和の維持のために必要が認められる補給、輸送、停船検査などの米国軍とか多国籍軍に対する後方支援に関しては、我が国自体の武力行使に至らないという条件の下であれば、憲法上も容認される可能性があるんじゃないのでしょうか。」

安倍総理

「これまで、我が国による後方支援に際しては、我が国による後方支援が他国の軍隊の武力の行使と一体化することがないことを制度的に担保するための一つの仕組みとして、個別の法律において自衛隊の活動地域は非戦闘地域や後方地域に限るといった仕組みを採用してきたところであります。」

安倍総理

「言わば武力の行使との一体化論については引き続き受け継いでいく基本的な考え方でございます」

<今後の検討課題>

- ・具体的に何が武力の行使と一体化する行為なのかを明確にし、そしてどのような後方支援が可能であるか
- ・非戦闘地域あるいは後方地域という概念

維新の会 小野次郎氏

「憲法上容認される万全の自衛権行使が可能になる方法を考えるのがまず第一ではないかと思うんですが、総理、そうお考えになりませんか。」

安倍総理

「今の御質問にお答えをするとすれば、まさにこれはシームレスに対応しなければいけないということにおいて、いわゆるグレーゾーン下も含めて、国民の命と平和な暮らしを守るためにこれは全てしっかりと検討の対象にしていく。」

維新の会 小野次郎氏

在外邦人の保護のための自衛隊の出動

かつて

1920年尼港事件

1932年上海での僧侶殺害事件

→駐留の理由になったり武力行使の理由にされてきている

「確かに日本人の生命、安全を守りたいというのは私たちの責任でもありますけれども、それが自衛隊を出動させて武力を行使する理由になるかという、よくよく考えないといけないだろうと私は思います。

ですから、自衛権行使の目的は、国の領域主権及び国の独立の維持だというふうに考えるべきだと思いますけど、総理の御認識をお伺いします。」

安倍総理

「個別的自衛権においても、一般論として、武装した自衛隊を派兵して、武力行使を目的として海外に出していく派兵というのはできないという、これは今までと同じでありまして、それは、集団的自衛権の解釈がもし変更が可能になるとしてもそれは当然掛かってくる制限であると考えております。」

▶結局どうということ？

- ・公海上における米艦防護
- ・他国に対する攻撃
- ・武力行使と一体化する行為

は自衛権発動の三要件にあてはまらないので個別的自衛権は発動できない → ただ、本当にそれでいいのかを与党協議している

個別的自衛権では「武力行使を目的としての海外派兵」はできない。これは集団的自衛権でも同じ、と言ったことも言っています。

これは民主党福山氏との議論『集団的自衛権の行使は海外での武力行使なのではないか?』でも出てきた話です。

注意すべきは「武力行使を"目的"として」という部分でしょう。福島氏も指摘していますが、武力行使は"手段"であって、これを"目的"とすることはありません。

つまり「武力行使を目的として」という枕詞は何の歯止めにもなっていないということです。

日米ガイドラインとの関係

みんなの党 中西健治氏

「集団的自衛権をめぐる議論が行使容認で合意を得ることになった場合とそうでない場合とでは日米ガイドライン見直しの内容に違いが生じるかどうか、お考えをお聞きしたいと思います。」

安倍総理

現時点では現在の我が国の法的基盤、法解釈に基づいての検討を進めている = 与党の協議

↓

その結果に基づいて政府としての対応を検討

「今後、新しい観点に立って安全保障政策を構築することが可能となれば、それを踏まえたガイドラインの見直し作業を進めていくことになる、このように思います。」

みんなの党 中西健治氏

昨年の2プラス2で今年の十二月までと見直しの期限が設定されている

「総理は、この十二月の期限を守ることを重視されているのか、それとも期限を延長してでも集団的自衛権の議論の収束を待って、それが反映されることをより重視してお考えなのか、どちらなのか、総理のお考えをお伺いしたいと思います。」

安倍総理

- ・スケジュールは日米合意しているので大事
- ・日本国内での議論を深めて中身を充実することも大事
- ・日米ガイドラインは極めて重要

「このガイドラインを見据えながら、ただいま、今切れ目のないこの日本防衛について、国民の命を守るために何をなすべきかということの観点から議論を行っているわけではありますが、日米間では、昨年十月の日米2プラス2において、本年末までに日米防衛協力のための指針の見直し作業を完了することで合意をしておりまして、それに間に合うように今様々な協議を行っているわけでございます。」

「本件についての方針が固まっていることがこのガイドラインの協議に向けて望ましいと、このように考えております。」

▶ 結局どうということ？

今年12月までの日米ガイドライン見直しには間に合わせるっていうことでしょうかね。

集団的自衛権を行使できないことによる不利益

みんなの党 中西健治氏

「集団的自衛権を行使するようになった場合に、攻撃を受ける可能性が高まるですとか、また、いわゆる巻き込まれるリスク、こうしたものを考え合わせた上でも、総理、国益にかなうとお考えになっていらっしゃるということだろうというふうに思いますけれども、どうしてそうお考えになるのか、お聞かせいただきたいと思います。」

安倍総理

いわゆる巻き込まれ論

1960年の安保改定反対論者：中心的論点は「改定によってアメリカの戦争に巻き込まれる」

しかし現在)

日本は戦争に巻き込まれていない

むしろ抑止力が高まった → 地域の平和と安定には大きく貢献 → 国民の支持も得ている

「言わば抑止力を高めていくことが極めて重要であります。同時に、今委員が御指摘になった不利益を我々が被ることはない、不利益なことはないという今までの指摘、これは法制局の指摘でもあります、しかし実際、例として挙げている近隣諸国で紛争があった際、邦人が逃れてくる、米国の船に乗っている邦人を守ることができないというのはこれは不利益だろうと、このように考えます。」

▶ **結局どうということ？**

不利益はない。とのこと。。

集団的自衛権の行使

みんなの党 中西健治氏

「総理の考えるあるべき自衛権、そしてそこからおのずから生ずるであろう制約について、基本的認識をお伺いしたいと思います。」

安倍総理

「集団的自衛権の行使については、これは権利であって義務ではないということであります。」

仮に限定的な場合に集団的自衛権を行使することが憲法上許容されることとなったとすると、集団的自衛権を行使するためには

- ・裏付ける法整備が必要
 - ・国会の関与（法整備する際に議論されるはず）
- が必要になる。

「そのような法整備を行った上で、実際に集団的自衛権の行使を行う場合、政府は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要かといった観点から重大な判断をすることになるわけでありませう。

日本は民主主義国家であります。その民主主義国家としての日本が言わばそうした重大な判断をする、まさにそれは国民の生命、そして安全な暮らしを守る行為なのかどうかということをお突き詰めた上での判断、慎重な判断になるんだらうと、このように思います。」

▶ 結局どうということ？

「法律作るまでは行使できないし、行使するとしても慎重に判断するから大丈夫」ということでしょうか。

ただし、今の国会ならば思う通りの法律を作れちゃうでしょうね。

そして、「慎重な判断になるんだらう」とかっこいい(?)ことを言っているのですが、

集団的自衛権を行使するかどうか？を判断せねばならない状況とは、その前段階として外交的には失敗しているということをお意味します。

そしてその外交の失敗は他にもない、首相を始めとした政治家達に責任があります。

外交の失敗の尻拭いをさせるかどうかの「慎重な判断」を失敗した張本人達がするという、ふざけた話なんだと思います。

アメリカからの要請を断れるのか？

共産党 井上哲士氏

戦後、集団的自衛権が行使をされた例（14例）

- ・アメリカなどによるベトナム戦争
- ・旧ソ連などによるチェコの侵略
- ・アメリカやNATOによるアフガニスタン戦争 等

「（集団的自衛権は）大国による侵略や軍事介入の口実とされてきた、合理化をされてきた、そういうものではないでしょうか。総理、いかがでしょうか。」

安倍総理

「集団的自衛権の権利というものは権利であって、これは義務ではない」

「我々はこの集団的自衛権の行使についても制限的にこれは行使できるという考え方を取っている」

「集団安全保障において武力行使を目的として戦闘に参加することはございません」

「集団的自衛権におきましても、個別的自衛権に掛かっている制限については集団的自衛権にもこれは掛かっているという考え方」

共産党 井上哲士氏

「いろいろ今言われましたけれども、過去、集団的自衛権が大国による侵略や軍事介入の合理化に使われてきたと、このことは否定をされませんでした。」

安保法制懇の報告書に盛り込まれた集団的自衛権行使の歯止め6条件

- ・3つは国際法の一般要件を書いただけ
- ・残る3つ「その事態が我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があることを首相が総合的に判断をし、その際、事前又は事後の国会承認を受ける」
=国会の多数派である時の政権が判断をすれば可能性があるだけでも行使が可能

安保法制懇の報告にある「判断」する諸点の2つめ

「日米同盟の信頼が著しく傷つきその抑止力が大きく損なわれ得るか」

「日米同盟の信頼を理由にアメリカから参戦を求められて、日本が果たして断れるのか」

「これまでにアメリカのこういう武力行使に一度も反対をしたことがなくて、そして間違ったアメリカのイラク戦争を支持したことに反省もない日本政府が、どうしてこれからアメリカの求めを断ることができるのか

しかも、これまでは、憲法上集団的自衛権は行使できないと、こういうことがありましたからアメリカの要請に全面的に応えることはしませんでした。しかし、行使を容認すれば、日米同盟の信頼を理由にアメリカの行う戦争に参加をすることが可能になるじゃありませんか。しかも、報告書は、わざわざ地理的限定を設けることは適切でないとしております。これでは結局何ら限定がないんじゃないですか。いかがですか。」

安倍総理

「今私たちが何を検討しているかということでございますが、そこで、今委員からは、こうした海外での武力行使に参加するのではないかとということでございますが、現在の憲法解釈において、武力の行使の目的をもって武装した部隊を他国へ派遣するいわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであって憲法上許されないと解しているところでございまして、仮に集団的自衛権の行使が認められるとしても同様の制約が掛かるというのが私たちの立場でございます。」

共産党 井上哲士氏

「ちゃんと教えてくださいよ。アメリカからのこうした要請があって日本が断ることができるんですか、限定がないんじゃないですかと聞いているんです。」

安倍総理

「まさに、今申し上げましたように、そうした武力行使の目的をもって武装した部隊を派遣することはできないわけでありますから、これは当然できないということになるのは明確であろうと、このように思います。」

「イラク戦争、あるいは湾岸戦争、そしてアフガン、アフガンにおいては、これは集団的自衛権の行使で後に国連の決議が出たわけですが、いずれにいたしましても、現在の憲法解釈において、武力の行使の目的をもって武装した部隊を他国へ派遣するいわゆる海外派兵は一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであるという憲法の解釈は、私たちは、これは当然そのまま維持をしていくという考え方の下に検討していただいているということですので、当然それは行わないということは明確ではないのかと、このように思います。」

▶ 結局どうということ？

アメリカの要請を断れるのか？という質問には直接答えず、「武力行使の"目的"」をもった海外派兵はしない。と言うだけです。

すでに述べましたが、「武力行使の"目的"」という枕詞は何の歯止めにもなりません。

武力行使は"目的"ではなく"手段"ですからね。